

○島根県警察本部の防火管理に関する訓令

(令和2年3月26日島根県警察訓令第20号)

島根県警察本部の防火管理に関する訓令（昭和54年島根県警察訓令第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 防火管理体制（第2条―第5条）

第3章 火災の予防（第6条―第10条）

第4章 自衛消防活動（第11条―第17条）

第5章 教育訓練（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察本部庁舎（以下「本部庁舎」という。）、分庁舎等及びその敷地（以下「庁舎等」と総称する。）における火災の予防及び火災発生時における被害の拡大防止を図るため、基本となる事項を定めるものとする。

第2章 防火管理体制

(防火管理者)

第2条 防火管理者（消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる庁舎等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てるものとする。

庁 舎 等	防 火 管 理 者
本部庁舎及びその敷地	警務部会計課長又は島根県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者
島根県運転免許センター及びその敷地	交通部運転免許課長
島根県西部運転免許センター庁舎及びその敷地	交通部運転免許課西部運転免許センター所長又は本部長が指定する者
島根県警察本部平成庁舎及びその敷地	島根県警察交通機動隊長
島根県警察機動隊隊舎及びその敷地	島根県警察機動隊長
島根県警察学校校舎及びその敷地	島根県警察学校長

2 防火管理者は、消防法第8条第1項の規定に基づき、自ら又は職員に命じて、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成

(2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施

(3) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備

- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理
- (6) 消防機関への報告及び連絡
- (7) その他防火管理上必要な業務
(防火責任者)

第3条 警察本部の各所属（以下「各所属」という。）に防火責任者を置く。

- 2 防火責任者及びその責任区分は、別表のとおりとする。
- 3 防火責任者は、前項に規定する責任区分に従い、随時庁舎等並びに責任区分場所の巡視及び自所属の職員に対し防火管理上必要な指示を行うものとする。
(火気取扱責任者)

第4条 各所属に、火気取扱責任者を置く。

- 2 火気取扱責任者は、各所属の調整官又は次長（刑事部科学捜査研究所及び交通部運転免許課西部運転免許センターにあつては副所長を、島根県警察交通機動隊、島根県警察高速道路交通警察隊、警備部警備課危機管理対策室航空隊及び島根県警察機動隊にあつては副隊長を、島根県警察学校にあつては副校長を、島根県警察高速道路交通警察隊浜田分駐隊にあつては島根県警察高速道路交通警察隊長が指定する者）をもって充てる。
- 3 火気取扱責任者は、自所属の防火責任者を補佐するとともに、前条第2項に規定する防火責任者の責任区分に応じ、自所属の火気の手扱いに関して指導監督を行うものとする。
- 4 防火責任者は、前条第2項に規定する責任区分に係る室等の出入口の扉付近に火気取扱責任者の官職及び氏名を表示するものとする。

(当直勤務員)

第5条 当直勤務員は、島根県警察本部の当直勤務に関する訓令（平成14年島根県警察訓令第52号）の規定により、当直勤務中は庁舎等の火気の手締り、火災の予防等を行うものとする。

第3章 火災の予防

(防火消防設備の管理)

第6条 本部庁舎における防火消防設備器具の数及び設置場所は、本部庁舎の防火管理者がそれぞれ別に定める。

- 2 分庁舎等における防火消防設備器具の数及び設置場所は、当該庁舎の防火管理者（防火管理者を置かない庁舎等にあつては防火責任者。以下「防火管理者等」という。）が別に定める。
- 3 防火管理者等は、消防法その他の法令の定めにより、防火設備、消防用設備等の点検検査を実施するものとする。
- 4 防火管理者等は、前項の規定による点検検査の結果、防火設備、消防用設備等の不備又は欠陥については、直ちに改修しなければならない。

(火気使用器具の管理)

第7条 各所属の最終退室者は、火気の点検確認を行った上、火気点検票（様式第1号）にその状況を記録し、当直責任者に引き継がなければならない。

2 火気点検票は、各所属の火気取扱責任者が確認後、各所属において保管するものとする。

3 火気点検票の保存期間は、1年とする。

（暖房器具の管理）

第8条 庁舎等において臨時に使用する暖房器具は、当該庁舎等の防火管理者等において管理するものとする。

2 時間外の勤務その他の理由により、臨時に暖房器具の使用を必要とする場合は、暖房器具貸出承認簿（様式第2号）を記載し、それぞれの防火管理者等の承認を得なければならない。

3 暖房器具を使用した者は、使用后異常の有無を確実に確認するとともに、火気取扱責任者に報告し、又は前条第2項の規定により当直責任者に引き継がなければならない。

（火気使用等の報告）

第9条 庁舎等において火気を使用し、又は危険物を搬入しようとする場合（通常の業務において使用し、又は取り扱う場合を除く。）は、火気取扱責任者を經由して防火責任者に報告しなければならない。

2 防火責任者は、前項の報告を受け承認するときは、防火上の必要な措置を執らせるものとする。

（防火上の遵守事項）

第10条 庁舎等で勤務する職員及びそれ以外の者で庁舎等に立ち入るものは、前条第1項で定めるもののほか次の事項を遵守しなければならない。

(1) 喫煙設備のない場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 危険物は、資格を有する者のほかは取り扱わないこと。

(3) 不良の火気使用器具を使用しないこと。

第4章 自衛消防活動

（自衛消防組織）

第11条 庁舎等の消防活動のため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の編成基準は、当該庁舎等の防火管理者等が別に定める。

3 自衛消防隊の指揮は、防火管理者等（不在の場合は、防火管理者等があらかじめ指定した者）が行うものとする。ただし、勤務時間外においては、当直責任者が一時的に必要な措置を執るとともに防火管理者等に報告し、指揮を受けなければならない。

（任務の分担）

第12条 防火責任者は、前条第2項の編成基準により所属職員の中から隊員を指定し、防火管理者が置かれている場合は防火管理者に報告するとともに、当該指定した職員に任務分担を明示するものとする。

2 防火責任者は、前項の任務分担を示した編成表を執務室の見やすい場所に表示しなければならない。

(消防活動)

第13条 職員は、庁舎等に火災が発生したとき、又は庁舎等の付近に火災が発生して延焼のおそれがあるときは、消防活動に従事しなければならない。

2 当直責任者は、当直勤務中に火災が発生したときは、必要に応じて職員を招集し、消防活動に従事させることができる。

(火災通報)

第14条 職員は、庁舎等の火災又は火災の危険を発見したときは、直ちに直近にある非常警報装置の非常ベルを押して他の職員に報知し、消防署に通報するとともに、防火管理者等又は当直責任者に通報するものとする。

2 防火管理者等は、前項の通報を受けたときは、必要な応急措置を執るとともに、本部長に報告するものとする。

3 当直責任者は、第1項の通報を受けたときは、必要な応急措置を執るとともに、防火管理者等に報告するものとする。

(避難誘導)

第15条 防火管理者、防火責任者及び当直責任者は、庁舎等に火災が発生し、職員等を避難させる必要があると認めるときは、職員に命じて安全な場所に避難誘導させるものとする。

(非常持ち出し)

第16条 防火管理者及び防火責任者は、火災が発生し、文書及び物品の非常持ち出しの必要があると認めるときは、所属職員に命じて安全な場所に搬出させ、これを監視させるものとする。ただし、執務時間外にあってはこの限りでない。

(島根県情報通信部との協力)

第17条 本部庁舎の防火管理者は、中国四国管区警察局島根県情報通信部と連絡を密にするとともに、相互に協力して防火管理の業務を行うものとする。

第5章 教育訓練

(防火教育)

第18条 防火管理者及び防火責任者は、職員に対し随時防火に関する教育を実施するものとする。

(消防訓練)

第19条 防火管理者等は、迅速適切な判断力と防火消防技術の練磨向上を図るため、随時訓練を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に残存する島根県警察本部の防火管理に関する訓令（昭

和54年島根県警察訓令第17号) 様式第1号による用紙は、改正後の島根県警察本部の防火管理に関する訓令における様式第1号による用紙とみなす。この場合において、改正前の様式第1号中「防火管理者」とあるのは「火気取扱責任者」と読み替えるものとする。

附 則 (令和3年3月17日島根県警察訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則 (令和3年6月18日島根県警察訓令第27号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年12月6日島根県警察訓令第39号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日島根県警察訓令第17号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防火責任者	責 任 区 分
警務部総務課長	本部長室 公安委員会室 警務部総務課事務室及び分室 特別会議室
警務部広報県民課長	警務部広報県民課事務室 情報公開センター 文書管理室 記者室
警務部会計課長	警務部会計課事務室及び分室 機械室 電気室 会議室 自動車車庫 その他他の防火責任者の責任区分以外の施設及びその敷地
警務部情報管理課長	警務部情報管理課事務室及び分室 電算室
警務部警務課長	警務部長室 警務部警務課事務室及び分室 電話交換室 当直室 男性仮眠室 女性仮眠室
警務部監察課長	警務部監察課事務室 首席監察官室
警務部厚生課長	健康管理室 売店
生活安全部生活安全企画課長	生活安全部長室 生活安全部生活安全企画課事務室及び分室
生活安全部地域課長	生活安全部地域課事務室
生活安全部通信指令課長	生活安全部通信指令課事務室 通信指令室 機械室
生活安全部少年女性対策課長	生活安全部少年女性対策課事務室
生活安全部サイバー犯罪対策課長	生活安全部サイバー犯罪対策課事務室
刑事部刑事企画課長	刑事部長室 刑事部刑事企画課事務室及び分室 指揮室

刑事部捜査第一課長	刑事部捜査第一課事務室及び分室
刑事部捜査第二課長	刑事部捜査第二課事務室及び分室
刑事部組織犯罪対策課長	刑事部組織犯罪対策課事務室及び分室
刑事部鑑識課長	刑事部鑑識課事務室及び分室 写真室 足痕跡鑑定室
刑事部科学捜査研究所長	島根県警察本部平成庁舎（刑事部科学捜査研究所事務室及び鑑定室）
交通部交通企画課長	交通部長室 交通部交通企画課事務室
交通部交通指導課長	交通部交通指導課事務室 凶化室 交通反則通告センター室
交通部交通規制課長	交通部交通規制課事務室 交通管制センター室
交通部運転免許課長	島根県運転免許センター庁舎及びその敷地
交通部運転免許課西部運転免許センター所長	島根県西部運転免許センター庁舎及びその敷地
島根県警察交通機動隊長	島根県警察本部平成庁舎及びその敷地（他の防火責任者の責任区分の部分を除く。）
島根県警察高速道路交通警察隊長	島根県警察高速道路交通警察隊事務室
島根県警察高速道路交通警察隊浜田分駐隊長	島根県警察高速道路交通警察隊浜田分駐隊事務室（島根県警察交通機動隊西部方面隊事務室部分を含む。）
警備部公安課長	警備部長室 警備部公安課事務室及び分室
警備部警備課長	警備部警備課事務室

警備部警備課危機管理対策室航空隊長	航空隊隊舎及びその敷地
警備部外事課長	警備部外事課事務室
島根県警察機動隊長	島根県警察機動隊隊舎及びその他の附属施設並びにその敷地
島根県警察学校校長	島根県警察学校校舎及び拳銃射撃場、道場その他の附属施設並びにその敷地

注：1 責任区分には、各所属が管理する更衣室、倉庫等の附属施設を含む。

- 1 共同事務室及び湯沸室は、これを使用する所属の防火責任者の共同責任とする。

様式 〔略〕